

様式第 1 号

埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）公告

6 3 3 3 橋修（県単）（橋りょう点検委託その 2）、6 3 3 2 橋修（県単）（橋りょう点検委託その 1）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 9 月 8 日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田中 久義

記

1-1 入札対象業務－1	
(1) 業務名	6 3 3 3 橋修（県単）（橋りょう点検委託その 2）
(2) 業務箇所	主要地方道さいたま東村山線外／志木市下宗岡地内外
(3) 契約期間	契約確定の日から 令和 9 年 3 月 1 9 日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 業務概要	ア 目的 本業務は橋りょう点検を推進するものである。 イ 業務内容 橋梁点検業務 9 橋 ウ 業務の仕様等 特記仕様書及び業務概要等（以下「設計図書等」という。）による。
(6) その他	ア 本業務は、「地域担い手育成（委託）一般競争入札」を試行する業務である。 イ 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
1-2 入札対象業務－2	
(1) 業務名	6 3 3 2 橋修（県単）（橋りょう点検委託その 1）
(2) 業務箇所	主要地方道さいたま東村山線／志木市宗岡地内外
(3) 契約期間	契約確定の日から 令和 9 年 3 月 1 9 日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 業務概要	ア 目的 本業務は橋りょう点検を推進するものである。 イ 業務内容 橋梁点検業務 1 橋 ウ 業務の仕様等 特記仕様書及び業務概要等（以下「設計図書等」という。）による。
(6) その他	ア 本業務は、「地域担い手育成（委託）一般競争入札」を試行する業務である。 イ 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者

	の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、以下のとおり執行する。 （１）価格競争方式による一抜け方式により落札候補者を決定する。 （２）一抜け方式については次のとおりである。 なお、不調・不落等により落札者が決定しない入札対象業務があった場合においても、以降の入札対象業務の入札を執行する場合がある。 ア 入札対象業務－１、入札対象業務－２の順に開札する イ 入札対象業務－１の落札者による入札対象業務－２への入札は無効とする （３）落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 （４）落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。 （５）落札者決定までの日数を短縮するため入札対象業務－２の入札参加資格審査は、当該業務より先に開札した業務の落札者を決定する前から行う。 この場合、入札対象業務－２の入札参加資格審査の対象者は当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者と見なす。 このため入札対象業務－２の入札参加資格審査の対象者は、当該業務より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。 一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告又は指名通知によって後日行うことがある。 この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札（この公告において落札者が決定しない入札 以下同様。）の落札者になることができない旨の条件を付すことがある。
3 入札手続の方法	（１）本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。 （２）代表者等の変更（改姓、改名含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*¹と異なることとなる場合、変更日*²以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないこと。電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、「電子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行うこと。 *¹「名義人氏名等」とは、電子証明書に記載されている以下の事項 ○名義人氏名 【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者） 【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者）

	○名義人所属の会社本店住所（登記している場合） ○名義人所属の会社名（登記している場合） ○名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合） *2「変更日」とは、 ○名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日 ○名義人の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日 「電子入札における紙入札の具体的方法」のホームページアドレス https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html	
4 設計図書等	設計図書等は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。	
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年 9月 9日（水） 9時00分から 令和8年 9月24日（木） 16時00分まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。	
6 設計図書等に関する質問	令和8年 9月 9日（水） 9時00分から 令和8年 9月16日（水） 16時00分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。 システムによる質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。	
7 質問に対する回答	令和8年 9月18日（金） 16時00分 質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。	
8 入札書の提出期間	(1)提出方法 入札書の提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得た者はこの限りでない。 (2)提出期間 令和8年 9月25日（金） 9時00分から 令和8年 9月29日（火） 15時00分まで	
9 開札日時	(1) 入札対象業務－1 令和8年 9月30日（水）13時00分 (2) 入札対象業務－2 令和8年 9月30日（水）13時10分	
10 入札に参加できる者の形態	単体企業	
11 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 資格者名簿への登録	申請業務 [業務分類(大)]	建設コンサルタント
	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で掲載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「そ	

	の他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。	
(2) 所在地	営業所等	埼玉県内
	資格者名簿登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。	
(3) 業務を行うための資格	—	
(4) 資格を有する技術者の数	—	
(5) 業務実績	1 回の契約金額が 9 0 0 万円以上の橋梁点検業務	
	契約の締結日にかかわらず平成 2 8 年 4 月 1 日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 1 条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の 7 に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との業務委託契約により、上に示す業務を履行した実績を有すること。 上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。 なお、特定設計共同体による業務実績については、代表構成員であるときのものに限る。	
(6) 配置予定の技術者	別添の「橋梁点検業務委託 特記仕様書」の第 3 条に規定する「管理技術者」、第 4 条に規定する「橋梁診断者」及び第 1 0 条に規定する橋梁点検員等を本業務に配置できること。	
(7) その他の参加資格	ア 施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。	
12 最低制限価格	設定する。	
13 入札保証金	財務規則第93条による ただし、電子入札システムにより入札する場合（紙入札方式参加申請書を提出し、やむを得ない理由があるとして、発注者から承認を受けた場合も含む。）において、発注者、種類、規模、時期、回数を問わず、資格者名簿に登載された入札参加者の「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有する場合には、契約を締結しないこととなるおそ	

	れがないと認め、原則として入札保証金を免除する。 「申請事業所」が「本店又は主たる営業所」以外で、11（５）を満たす施工実績が「申請事業所」における契約以外のものの場合は、「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績に係る、テクリス（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し、又は該当契約書の写し及び完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に添付すること。 「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有していない場合は、落札候補者となったとき以降に、発注者の指示に従って、入札保証金を納付すること。
14 契約保証金	（１） 落札者は契約金額の10分の１以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。 （２） 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項の保証事業会社をいう。）の保証 （３） 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 ウ 国又は地方公共団体（この項において「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人」及び「地方自治法施行令第140条の７に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人」は含まない。）と、契約金額がおおむね１千２百万円以上の橋梁点検業務の委託契約（この項において、資格者名簿に登録された入札参加者の「申請事業所」が「本店又は主たる営業所」以外の場合は、「申請事業所」における契約に限る。）を、当該年度の前々年度の４月１日以降に２回以上全て誠実に履行した者で、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に該当業務のテクリス（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し（履行実績要件が確認できる場合に限る。）、又は該当業務の委託契約書の写し及び委託業務完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを添付し、契約保証金の納付の免除が認められた者 （４） 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	
（１）前金払	する（その額は契約金額の30%以内とし、１万円未満の端数は切り捨てる。）。
（２）部分払	しない。

16 業務説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であるときは入札を執行しない。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 オ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 キ 談合その他不正行為があったと認められる入札 ク 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 コ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理

	をした者がしたもの サ その他公告に示す事項に反した者がした入札
18 その他	(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。 (4) 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱第25条第1項及び第2項の規定に基づき、当該通知の日の翌日から起算して原則として7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、知事又は発注機関の長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について、苦情申出書により説明を求めることができる。なお、苦情の申出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、（4）に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (6) 落札者との契約は、埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ（入札課）に掲載している。
19 この公告に関する問い合わせ先	埼玉県朝霞市浜崎678 埼玉県朝霞県土整備事務所 道路担当 電話 048-471-4681 メールアドレス j7146617@pref.saitama.lg.jp